

# 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

### 【社債管理者を設置する場合】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第17回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付））（10年債）】

銘柄	株式会社三井住友フィナンシャルグループ第17回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額(円)	金85,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金85,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	1 2023年10月31日から2028年10月30日まで 年1.276% 2 2028年10月30日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄1①及び②の規定に基づき定められる利率基準日の5年国債金利に0.958%を加えた利率（ただし、かかる利率が0%を下回る場合は、0%）とする。 「利率基準日」とは、2028年10月30日の2銀行営業日前の日をいう。
利払日	毎年4月30日及び10月30日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（別記「償還期限」欄に定義する日をいい、以下「償還期日」という。ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。））までこれをつけ、2024年4月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月30日及び10月30日に各その日までの前半か年分を支払う（以下、本号に基づき本社債の利息を支払うべき日を「支払期日」という。）。 ①2028年10月30日の翌日以降の利率の計算に使用する利率基準日の「5年国債金利」とは、利率決定日の午前9時30分現在の国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページ（ <a href="https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm">https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm</a> ）若しくはその承継ページまたは当該ページからリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくは当該ページからダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）において、利率基準日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利（半年複利ベースの最終利回りをいう。以下同じ。）として表示される利率とし、利率決定日に当社がこれを決定する。 「利率決定日」とは、利率基準日の翌銀行営業日をいう。 ②利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合または国債金利情報ページが利用不能となった場合には、当社は、利率決定日に参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時現在提示可能であった参照5年国債の半年複利金利ミッドレート（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。 提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値（小数第4位を四捨五入する。本号②において以下同じ。）を5年国債金利とする。 提示レートが2つまたは3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を5年国債金利とする。 提示レートが2つに満たなかった場合には、利率決定日より前の銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて、その前銀行営業日現在の流通市場における実勢価格に基づいて算出された期間5年の固定利付日本国債の半年複利金利として表示されていた利率のうち、利率決定日に最も近接する銀行営業日の午前9時30分現在の国債金利情報ページにおいて表示されていた利率を5年国債金利とす

	<p>る。</p> <p>ただし、利率決定日の午前9時30分に、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていない場合または国債金利情報ページが利用不能となっている場合であっても、利率決定日中の午前9時30分より後のいずれかの時点において、国債金利情報ページに利率基準日における5年国債金利が表示されていた場合には、当社は、その裁量において、当該5年国債金利を5年国債金利とすることができます。</p> <p>「参照国債ディーラー」とは、当社が社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（国債の発行等に関する省令第5条第2項に基づき財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）から最大5社選定する金融機関とする。</p> <p>「参考5年国債」とは、当社が社債管理者と協議の上で選定する固定利付国債で、2033年10月30日またはその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の新発円建て社債の条件決定において参考されることが合理的に想定されるものをいう。</p> <p>③当社は社債管理者に本号①及び②に定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率決定日に当該利率を確認する。</p> <p>④当社及び社債管理者は、2028年10月30日の翌日から5銀行営業日以内に、本号①及び②により決定された本社債の利率をそれぞれその本店においてその営業時間中、一般の閲覧に供する。</p>
--	--







## 7 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知するものとする。
  - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
  - ② 事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
  - ③ 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
  - ④ 組織変更、合併もしくは会社分割をしようとするとき、または株式交換もしくは株式移転をしようとするとき。
- (2) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知するものとする。

## 8 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

## 9 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者の間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

## 10 社債管理者の請求による調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本(注)10(1)の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

## 11 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

## 12 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本同種社債総額（償還済みの額及び当社が有する本同種社債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 13 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、三井住友信託銀行株式会社がこれを取扱う。

## 14 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（第18回無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付））（10年債）】

銘柄	株式会社三井住友フィナンシャルグループ第18回無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)
記名・無記名の別	一
券面総額又は振替社債の総額(円)	金45,000,000,000円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金45,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.758%
利払日	毎年4月30日及び10月30日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（別記「償還期限」欄に定義する日をいい、以下「償還期日」という。ただし、期限前償還される場合については期限前償還しようとする日（以下「期限前償還期日」という。）までこれをつけ、2024年4月30日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月30日及び10月30日に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 債還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）後は利息をつけない。</p> <p>(5) 本社債の利息の支払については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約及び別記(注)5に定める実質破綻時免除特約に従う。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2033年10月30日
償還の方法	<p>1 債還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は2033年10月30日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の元金は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、継続している場合、予め金融庁長官の確認を受けた上で、その全部を、期限前償還期日までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。</p> <p>「税務事由」とは、本社債の払込期日以降になされた日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の全部または一部が損金算入できなくなるおそれまたは益金不算入の金額から控除となるおそれが軽微ではない場合であって、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができない場合をいう。</p> <p>「資本事由」とは、本社債の払込期日以降になされた日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債の全額が、当該自己資本算入基準に基づき当社のTier 2資本に係る基礎項目として扱われないおそれが軽微ではなく、かつ、当社が合理的な措置を講じてもこれを回避することができないと判断した場合をいう。</p> <p>(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当社は期限前償還期日前の25日以上60日以内に必要な事項を別記(注)11に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>(4) 債還期日（ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日。）が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、予め金融庁長官の確認を受けた上で、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(6) 本社債の償還については、本項各号のほか、別記(注)4に定める劣後特約及び別記(注)5に定める実質破綻時免除特約に従う。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)14 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集





きる。

## 7 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知するものとする。
  - ① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
  - ② 事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
  - ③ 資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
  - ④ 組織変更、合併もしくは会社分割をしようとするとき、または株式交換もしくは株式移転をしようとするとき。
- (2) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知するものとする。

## 8 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

## 9 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者の間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

## 10 社債管理者の請求による調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本(注)10(1)の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

## 11 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

## 12 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本同種社債総額（償還済みの額及び当社が有する本同種社債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 13 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、三井住友信託銀行株式会社がこれを取扱う。

## 14 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。